

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高山村

2 構造改革特別区域の名称

信州・高山ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

高山村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

高山村は、長野県北東部に位置し、北は中野市、山ノ内町、南は須坂市、西は小布施町、東は群馬県と接している。長野市の中心部からおよそ 20 km の距離にあり、長野駅から電車・バスを利用して約 40 分、上信越道の須坂長野東インターチェンジから車で約 25 分、小布施スマートインターチェンジから車で約 15 分のところにある。

東西約 17.8km、南北約 10.7km、98.5 km²の面積を有し、村域の約 85%が森林・原野で占められ、森林地域の多くが上信越高原国立公園に指定されている。また、日本列島の分水嶺の一部をなす標高 2,000m 級の山々から流れ下る松川をはじめ、その支流である樋沢川等が深いV字渓谷を刻み、東西方向で約 1,600m の標高差が植生に多様な変化を与えている。この松川により形成された扇状地の平坦部が生活・経済の中心であり、渓谷の段丘と高原には集落が点在している。

(2) 気候

内陸性の気候であるため、年間を通じて昼夜の寒暖差が大きく、夏季では最高気温が 30 度を超え、冬季では月の平均気温が氷点下となる。また、年間降水量は、850mm 前後と雨が少ない一方、東部の山間部では降雪量が 100cm を超えることもあり、特別豪雪地帯に指定されている。

(3) 人口

平成 17 年の国勢調査結果による本村の人口は、7,654 人である。近年の人口推移を見ると、平成 2 年の 7,342 人から平成 12 年の 7,776 人と微増傾向で推移してきたが、平成 12 年から平成 17 年では 122 人の減少となっている。平成 23 年 1 月 1 日現在の人口及び世帯数は 7,698 人、2,387 世帯である。

(4) 産業

平成 17 年国勢調査による就業人口は 4,433 人であり、就業率は 57.9%となっている。

産業別割合は、第 1 次産業 21.7%、第 2 次産業 34.4%、第 3 次産業 43.6%である。

本村の基幹産業である農業については、家庭から排出される生ごみを堆肥化し、農地に還元する環境保全型農業によるりんごやぶどうなどの果樹栽培が中心であり、安全・安心な美味しい農産物として多くの消費者の支持を得ている。また、近年はアイガモ農法や不耕起栽培など農薬に頼らない栽培方法での米づくりや本村の気候・土壌条件を生かしたワインぶどう栽培などへ意欲的に取り組む農家が増えており、本村としても、ワインぶどうなどの土地利用型農業の振興を図るため、本村の優れた土壌の保全・維持に努めている。

一方、農業者の高齢化や後継者不足など厳しい経営環境にある農業の振興を図るため、加工や直売、地産地消の推進等による経営の安定化・新たな発展が必要となっている。

商工業については、長引く経済不況の中で著しい影響を受けている企業に対する支援や村内の消費拡大を図るためのプレミアム商品券発行など地域の活性化に向けた取り組みを行っている。

観光業については、本村は美しく豊かな自然環境・景観、歴史・文化遺産とともに、8 つの温泉からなる信州高山温泉郷や山田牧場等多くの観光資源を有している。平成 22 年には、本村の優れた地場商品の紹介・販売、観光案内情報の提供等の機能を備えた「信州高山アンチエイジングの里スパ・ワインセンター」を開設し、本村のあらゆる産業の振興と魅力ある観光地づくりの拠点施設として活用を始めている。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本村は、気温の年・日軟差が大きいこと、年間降雨量が少ないこと、西傾斜のため日照時間が長いこと、また、扇状地で砂礫質土壌であることなど、ワインぶどうの生産に適した地域であり、本村産のワインぶどうを原料としたワインが各種コンクールで入賞している。

平成 18 年に村内外農家等が集まり「高山村ワインぶどう研究会」を立ち上げ、ワインによる地域おこしを目的に、ワインぶどうの栽培、醸造、販売等の調査・研究を進めてきており、会員等によるワインぶどうの生産が急速に拡大する中、農業者自らがワインの製造、販売を行うことで新たな経営の発展を図り、ワイナリーを核とした地域農業の振興に繋げようとする動きが、農業者の間に生まれつつあり、この取り組みを支援する必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村は、果樹生産が中心であるが、農家数の減少や農業者の高齢化により、耕作放棄地の増加が課題となっている中で、高齢者でも栽培が可能で本村の気候、土壌を活用できるワインぶどうの生産振興に力を入れている農業者がおり、小規模なワイナリーでのワイン

製造を行うといった新たな取り組みの機運が高まっている。

また、本村では豊かな自然、食材、温泉などの地域資源を活用して、「運動」「栄養」「生きがい」をキーワードに、生活の質を保ちながら健康を維持し老化を防ぐ「アンチエイジングの里」を目指し、ワインの振興による健康づくりなど特色ある地域づくりを進めてきているが、農産物の自由化、地域間競争の激化、規制緩和等により、本村の産業は厳しい状態にあり、果樹を中心とした農業を展開する本村としての特性を活かした特産品の開発・地域ブランド化による産業の振興が急務となっている。

規制の特例措置を活用することで、ワインぶどうの生産振興に取り組んでいる意欲的な農業者の新たな取り組みを支援し、本村の風土を活かした新たな特産品「信州・高山ワイン」を地域ブランドとして確立し、「創意に満ちた活力ある産業のむら」のきっかけづくりとする。また、比較的小規模なワイナリー建設が可能となることで、ワインぶどう畑などの本村の美しい農村景観にマッチした新たな観光名所づくりとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 高品質なワインぶどうが生産できる地域の利点を十分に生かしつつ、特定事業者がそれぞれの独自性を発揮できるワイン産地としての地位を確立することで、果樹を中心とした農業を展開する本村としての特性を活かした新しい特産品「信州・高山ワイン」のブランド確立を図る。
- (2) 村内でのワイン・リキュール製造をきっかけとして、農業者の意欲の向上による、ワインぶどうをはじめとした果樹の生産拡大、就農者の確保、耕作放棄地の再生・活用等による地域農業の振興や美しい農村景観の保全を図る。
- (3) 現在、本村産ワインぶどうを塩尻市や安曇野市などの村外のワイナリーへ出荷し、醸造をしているが、特例措置を活用することで、村内で農業者による地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造が初期投資の少ない小規模な施設からでも可能となる。これにより、自家製ワイン等の製造、販売による経営改善を目指す農業者が酒類製造に参入しやすくなり、農業経営の安定化・新たな展開を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新たな特産品・地域ブランドの創出

本村は、ワインぶどうの生産適地としてワイン関係者も関心を寄せており、村内でワインの生産者が生まれ、生産量が増加することで、新しい特産品として「信州・高山ワイン」の認知度が高まる。また、将来的には複数の生産者がそれぞれ特色ある果実酒を製造することで消費者の多様なニーズにも応えることが可能となる。さらに、リキュール製造も行うことにより、本村の特産物を用いた多様な酒を製造することができ、地域

ブランドのさらなる充実を図ることができる。

(2) 地域農業の振興

村内でワインの製造が実施でき、新しい特産品となることで、村内農業者の生産意欲が増し、本村の風土を活かしたワインぶどう生産量の増加が見込まれる。比較的省力栽培が可能なワインぶどうの生産拡大により、新規就農者の増加や農業の担い手育成の促進、耕作放棄地の減少が期待できる。

(3) 農業・観光業等の連携による地域活性化

- ・ワイナリーにおいては、醸造施設の他に販売施設や農家レストラン・民宿の一体的な整備等も見込まれ、他の農業者及び異種業者と連携した地場農産物の直売及び食材の供給等が活性化し、地産地消の促進が期待できる。

- ・村内ワイナリーの誕生により、ワインぶどうの収穫体験など観光業と連携した体験型農業の受入促進、都市と農村の交流拡大が期待できる。

- ・村内で生産されるワインとスパ・ワインセンターや信州高山温泉郷の観光施設とを組み合わせることで、新しい特産品による観光客、宿泊客の増加等の観光振興、農業・観光業の面からの「アンチエイジングの里」づくりの推進が期待できる。

【経済的社会的効果の目標指標】

| 区分 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 特産酒類製造事業者数 | — | 1 件 | 2 件 |
| 特産果実酒製造量 | — | 2 kl | 5 kl |
| 特産リキュール製造量 | — | — | 1 kl |

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) ワインぶどうの生産振興

「高山村ワインぶどう研究会」と連携し、「信州・高山ワイン」のブランド化を進めるとともにワインぶどう生産者やワイナリー建設者への支援制度の創出、充実を図る。また、農地の団地化を進め、ワインぶどうを生産しやすい環境づくりを進める。

(2) 新規就農者支援、耕作放棄地対策

認定農業者制度の活用などを通じて、農業の担い手育成・確保を図りながら、ワインぶどう生産に対する補助を行うことで、ワインぶどう栽培面積の拡大を促し、耕作放棄地の減少を図る。

(3) 観光業等との連携

スパ・ワインセンターや信州高山温泉郷などの観光施設等と連携し、新たな特産品・地域ブランドである「信州・高山ワイン」のPR・周知を行う。

また、「信州・高山ワイン」の製造に加え、村内農産物を活用したジャムなどの加工品の開発を進め、自然、食材、温泉を組み合わせた「アンチエイジングの里」づくりを推進する。

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(ぶどう、りんご、ブルーベリー、いちご、プルーン、梅)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高山村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が指定する地域の特産物であるぶどう、りんご、ブルーベリー、いちご、プルーン、梅を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。